

事例

- ・キーパーソンがない、金銭管理が困難、消費者被害などへの対処方法
- ・支援者として、本人に成年後見制度利用を勧めるタイミングは？
- ・成年後見制度の申立て手続きの実際

概要

Aさん 80代女性

要介護 2（主治医意見書の記載に、**長谷川式認知症スケール 17 点**）

家族：夫は既に死亡、子どもなし（Aさんのきょうだいも死亡されている、甥姪は不明）

収入：共済年金 月額約 18 万円 預貯金 500 万円

後見人等：なし

Aさんは、80代の女性です。勤めていた小学校の教員を60歳で定年退職し、ほどなくして夫を亡くしました。子どももいなかったため、その後は独り暮らしとなっていますが、地域活動等で精力的に活動していました。

79歳の時に、家のじゅうたんにつまずいて転倒し、大腿骨を骨折してしまいました。手術は成功し、リハビリを頑張ったおかげで歩けるようにもなったのですが、この時のケガで入院したことをきっかけに、もの忘れが多くなってきました。

地域活動の活動日を忘れてしまうことが増え、お金の管理もできなくなってきたAさん。気を遣った仲間たちは、Aさんを活動に誘う頻度を減らしてしまい、次第にAさんの家を訪れる人も少なくなっています。

本人は身の回りのことや家事はこなせており、いつまでも今の生活を続けたいと希望しているのですが、身寄りのない独り暮らしに、担当のケアマネジャーは、Aさんの今後を心配しています。

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会【第 2 部資料】

《担当ケアマネジャーの話》

A さんは、このところ何度も「通帳をどこに置いたか分からなくなってしまうのよ、私ボケてきちゃったかしら」と私（担当ケアマネジャー）やヘルパーに相談してくるようになりました。

先日私が訪問した際、A さんに「通帳がなくなるのが何より心配なの。あなたなら信頼できるから、お願い、預かってちょうだい！」と繰り返し訴えられて困っています。

A さんは骨折で入院した病院から退院する時に、病院の医療ソーシャルワーカーが、私を紹介してくれたことが縁で、以来ずっと、担当ケアマネジャーとして A さんの相談にも乗っています。信頼してもらえるのはうれしいのですが、それはケアマネの業務なのかなと……。

数日後の暑い日にケアマネジャーが訪問すると、リビングで A さんが倒れていました。

エアコンもつけず、窓は閉めたきり。部屋の温度は 40 度くらいあるのではないかという状態でした。

救急搬送され、診断は熱中症。医師からは、「もう一人暮らしは無理なのではないか」と言われましたが、A さんは「気を付けますから。頑張りますから。家がいいんです」と必死に訴えます。

医師からの提案もあったことで、担当ケアマネジャーが、A さんの退院に際して、今後の生活の見守りのために訪問介護の回数を増やすことについて、ケアプランの変更を提案し、A さんもその提案に承諾されました。

A さんの訪問介護の回数を増やすため、ヘルパー同席の下、契約の変更をすることになりました。ところが当日になり、「私は今までどおりの回数で十分。これ以上は必要ないです！」と怒り出してしまったのです。

担当ケアマネジャーが、「病院の先生が『ヘルパーさんを増やしましょう』って、お話をしていましたよね？先生の言うことを守らないと、また入院することになっちゃいますよ」となだめると、A さんもやっと思い出してくれたようです。

A さんは、「そうでしたね。わかりました。」と言ってくれました。それでも実際に契約書を書いてもらおうとすると、また最初から経緯を説明しないと納得してくれないという状況です。

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会【第 2 部資料】

それから、1 ヶ月ほど経ったある日、A さんの家に真新しい浄水器が取り付けであったと、ヘルパーから報告がありました。

電話で、A さんに事情を聞いてみると、「先日、親切なお兄ちゃんが、『これを取り付けると、体に良い水になりますよ』って勧めてくれたの」と言われます。

担当ケアマネジャーが訪問して確認してみたところ、ちゃぶ台の近くに 5 日前の日付が書かれた 3 0 万円の領収書が置いてあるのを見つけました。最近この地域で、品質の悪い浄水器を高額で売りつける悪質業者が増えているという情報を思い出しました。

担当ケアマネジャーが、「A さん、この浄水器、本当に必要ですか？」と聞きます。

A さんは「お兄ちゃんが説明してくれた時にはすごく欲しいと思ったのだけど、今考えると無駄だったかなあ」と言っています。

担当ケアマネジャーは、地域包括支援センターに相談すると、すぐに地域ケア会議を開催することになりました。地域ケア会議に招集するメンバーは、以下のとおりとなりました。

ご本人

担当ケアマネジャー

地域包括支援センター

行政担当課職員

訪問介護事業所の担当ヘルパーとサービス提供責任者

尾張北部権利擁護支援センター

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会【第 2 部資料】